小田原市企業誘致推進条例の一部改正に対する市民意見の募集結果について

1　意見募集の概要

政策等の題名	小田原市企業誘致推進条例の一部改正
政策等の案の公表の日	令和６年 12 月 13 日（金）
意見提出期間	令和６年 12 月 13 日（金）から令和７年１月 14 日（火）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ、産業政策課窓口）

2　結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）		５件　（２人）
	インターネット	２人
	ファクシミリ	０人
	郵送	０人
	直接持参	０人

無効な意見提出	０人

3　提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件　　数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0
C	今後の検討のために参考とするもの	1
D	その他（質問など）	4

〈具体的な内容〉

(1) 過去の実績に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	令和元年度から現在までに支給（減額）された立地奨励金、税制の優遇、雇用促進奨励金、本社企業活用奨励金、市内企業活用奨励金、転入促進奨励金の件数と金額を新規立地と拡大再投資ごと年度ごとに教えてください。	D	左記の奨励金等の件数及び金額の公表につきましては、各年度の「決算に係る主要な施策の成果に関する説明書」において、企業等立地促進事業費補助金として以下の形で公表しておりますのでご理解ください。 令和元年度 12 件　192,750,900 円 令和２年度 15 件　229,534,400 円 令和３年度 15 件　217,534,400 円 令和４年度 11 件　170,887,100 円 令和５年度 ４件　61,664,000 円
2	実績の少ない推奨措置について条例に定める条件を変更するなどしてより企業誘致しやすくすることを検討しましたか？	D	市内企業へのアンケートやヒアリングを行い、検討の結果、条件は緩和せず現行のとおり継続することとしました。

(2) 予算に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	小田原市企業誘致推進条例に基づく奨励措置の期限の延長と理解しますが、市長による決裁の前提として予算の確保は延長された期限について担保されているのか確認したいです。	D	自治体の予算は一会計年度ごとに単年度で調製されることが原則のため、条例の期限延長に伴って予算が担保されるものではありません。

2	措置として奨励金の支給の他、固定資産税等の軽減措置もありますが、支給、軽減それぞれ予算に与える影響は同様となりますが、それぞれについての予算的な手続きについて説明を希望します。	D	奨励金等の支給に必要となる予算は一会計年度ごとに予算要求を行い、議決を経て予算化されます。

(3) 見直しの観点に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	今回のパブリックコメントは奨励措置期限延長の変更だけについてですが、本来は、変更の都度、条例全体について見直しとそれについてのパブリックコメントも実施すべきと考えます。特に今は、都市計画の線引き見直し問題があり市民の関心が高く、さらに非公害型の個別課題としてフッ素化合物の問題、地域脱炭素化の問題、既存の製薬系工場に対するいやがらせ行為の問題、メダカとの共存の問題などの状況があり、誘致時点で確認し、解決すべき内容に対応した条例が必要と考えます。	C	条例の内容は、これまでも市政や社会情勢等を勘案しながら検討をしてきており、これからも必要に応じて見直しを行ってまいりますが、今回は検討の結果、既存の内容を継続する判断をしましたので、奨励措置の延長についてパブリックコメントを実施しました。 各種課題等への対応に関しては、それぞれ関連する法令等により対応することとなるため、本条例の中に位置付ける予定はありません。